

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会災害見舞金支給要綱

平成17年10月1日
要綱第17号
改正 平成24年3月15日要綱第1号
改正 平成31年2月27日要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、暴風雨等の自然災害又は火災により、住宅等の建物に被害を受けた世帯に対し、見舞金を支給することを目的とする。

(支給対象世帯)

第2条 見舞金の支給対象世帯は、被害を受けた日に現に高梁市内に居住している世帯とする。

(見舞金の額及び支給方法)

第3条 見舞金は、被災の申し出又は調査により、別表1、別表2の基準により支給する。

2 災害により被災し、人的被害を受け死亡した場合は、死亡弔慰金3万円を支給するものとする。

(適用除外)

第4条 この要綱の規定は、岡山県、中央共同募金会又は日本赤十字社が災害支援に関する募金等を募集する大規模な災害については、適用しない。

(委任)

第5条 この要綱施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日要綱第1号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日要綱第1号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

	認 定 基 準	見 舞 金	
		母 屋	付 属 建 物
		住宅の用に供している一般に母屋といわれるもの	住宅の用に供している別棟の長屋、納屋等
全 焼	火災により住宅等の焼失した部分が、その住宅等の延床面積の概ね70%以上のもの	50,000円	30,000円
半 焼	火災により住宅等の焼失した部分が、その住宅等の延床面積の概ね20%以上のもの	30,000円	20,000円
一部焼失	半焼には達しない程度のもので、相当消失、損傷したもの	20,000円	10,000円

備 考

- 1 2以上に該当する場合は、高額の方を支給する。

別表 2

	認 定 基 準	見 舞 金	
		母 屋	付 属 建 物
		住宅の用に供している一般に母屋といわれるもの	住宅の用に供している別棟の長屋、納屋等
全 壊	住宅等の損壊が著しく、引き続き使用できないもの。住宅等の損壊した部分がその住宅等の延床面積の概ね70%以上のもの	50,000円	30,000円
半 壊	住宅等の損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに使用できる程度のもの。住宅等の損壊した部分がその住宅等の延床面積の概ね20%以上のもの	30,000円	20,000円
一部破損等	①住宅等(基礎部分を含む)の損壊程度が半壊には達しない程度のもので相当損傷したもの ②住宅等の床上以上に、浸水もしくは土砂又は竹木等が堆積した場合	20,000円	10,000円

備 考

- 1 2以上に該当する場合は、高額の方を支給する。